

2013年 3月29日

No.170

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

交付税の使途振替えは自治財政を破壊する ——又市幹事長が「地方交付税法反対」で討論——

又市幹事長は26日の総務委員会で、政府が自治体に公務員の給与を減らせと、8,504億円削減を押し付けていることを糾弾。「給与は地方公務員法で、個々の自治体が条例によって決めるもの。また交付税法は“使途を条件付けるな”と明文で禁じている。削減額を他の事業に振替える(給与費を事業費へ。ウラ負担も発生)ことは自治体に大きな混乱をもたらす」と反対討論しました。



地財の慢性的不足に、交付税法定率引上げを

又市幹事長は討論に先立ち総務大臣と対決し、「地方財政計画が自治体の実態と懸け離れて政府のコントロールの道具と化している。給与分8,504億円削る代わりに「全国防災」や「地域の元気」で付けてやるとは交付税の補助金化だ」と撤回を求めました。

しかし**大臣**は「特例債に頼らない体質をつくっていく。不断の歳出努力と地域の活性化、日本経済の底上げによる財源だ。」と、リストラと「アベノ成長路線」に転嫁。

大臣は住民・職員抜きの「経済底上げ」路線 …アベノ財政で地方のくらしは立ち行かない

又市幹事長はさらに「交付税でなく『臨時財政対策債』では返済が増えるばかり。もう交付税法定率引上げしか手はない。財務省を向こうに回して本当に実現する意欲、手法があるのか?『法定率引上げ』という地方財税審議会の意見書に応えよ」と主張しました。

成年被後見人の選挙権を自治体が認めたら?

【**又市幹事長**は25日の質疑で、障がい者の法の下での平等早期実現を主張しました。】

又市「成年被後見人になると選挙権を奪われる公選法11条は違憲」とノーマライゼーションを促す判決が出た。総務省は控訴するな。国会でも改正の動きがあるから、自治体がこの判決に沿って条例で選挙権を拡大する自治立法を認めよ。 **大臣** 公職選挙法に反する条例は認めない。[注] 国は27日控訴し「時間稼ぎだ」とマスコミも酷評している。